

函館市監査公表第20号

函館市長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和元年9月27日

函館市監査委員 小 野 浩

函館市監査委員 本 間 裕 邦

函館市監査委員 板 倉 一 幸

函館市監査委員 藤 井 辰 吉



函 競 事

令和元年（2019年）9月3日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 工 藤 壽 樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	競輪事業部		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・ <u>その他（行政監査）</u>		
監査等実施期間	平成30年7月25～平成31年2月26日	講評日	平成31年3月5日
調査対象事項名	各種団体等への負担金の支出について		
指摘事項, <u>意見・要望事項</u>			
<p>(監査意見)</p> <p>イ 負担金の妥当性について</p> <p>(ア) 団体の財務状況の把握について</p> <p>団体の財務状況について、把握していないものがあつた。団体の財務状況は、負担金の使途、負担金額の妥当性の検証にあたり重要な情報であることから、毎年度団体から関係資料を入手し、その検証材料として活用されたい。</p> <p>(対象となつた負担金名)</p> <p>札幌市中央区豊水地区連合第11町内会費・金堀・広野町会賛助金</p> <p>(イ) 多額の繰越金の発生について</p> <p>団体の繰越金について、支出総額を上回る金額を保有しているものがあつた。多額の繰越金の存在は、負担金額の妥当性に疑問が生じることから、負担金の減額や団体の事業内容の充実など、本市にとって有益な方法により、必要以上の繰越金の解消について、団体への要請等を検討されたい。</p> <p>(対象となつた負担金名)</p> <p>小規模施行者連絡協議会会費</p>			
措置内容, <u>対応・考え方</u>			
<p>イ(ア)</p> <p>令和元年度より、団体の財務状況が把握できる関係資料を入手することとし、負担金の使途、負担金額の妥当性の検証を行つて参ります。</p> <p>イ(イ)</p> <p>今回の監査での指摘について、小規模施行者連絡協議会事務局に対して話をさせていただいたところ、函館市の指摘を受けて、本年6月11日に開催された令和元年度総会において事務局より、繰越金の今後の取り扱いについて問題提起され、今後、他の会員の意見を広く聞き、負担金の在り方も含めて検討していくこととされております。</p>			